

1. 消費税の転嫁カルテル等の概要

(1) カルテルを実施することができる組合とその根拠

- ・ 商工組合、商工組合連合会（特別措置法第13条）
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法第7条）
- ・ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会（商店街振興組合法第80条）

(2) カルテルの内容（例示）

①消費税の転嫁カルテル

- ・ 組合員がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ・ 消費税率引上げ後に発売する新製品について、組合員がそれぞれ自主的に定める本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ・ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合い等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

②消費税の表示カルテル

- ・ 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定
- ・ 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- ・ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

(3) カルテルの実施期限

特別措置法に基づき実施するカルテルは、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に行うものに限られます。

2. 消費税の転嫁カルテル等を実施する場合の手続き

(1) 組合の手続き

組合が消費税の転嫁カルテル等を実施する場合に必要な手続きについては、全国中小企業団体中央会が、都道府県中小企業団体中央会を通じて組合を指導することとしています。

なお、消費税の転嫁カルテル等は、組合定款の事業のうち「前各号の事業に附帯する事業」に含まれており、組合の総会（総代会）で議決することにより実施できることとしています。

(2) 公正取引委員会への届出

商工組合、商工組合連合会は特別措置法第12条の規定により、あらかじめ公正取引委員会に届け出ることが必要です。

3. 消費税の転嫁カルテル等を実施する場合の留意事項

組合が実施する行為が次に掲げる事項に該当するときは、消費税の転嫁カルテル等と認められません。

- ・ 購入についての共同行為
- ・ 組合が組合員に不公正な取引方法に当たる行為をさせるようにするとき
- ・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるとき 等